

横須賀市がん克服条例の一部改正案について（※逐条解説の変更案を含む）

大人のがん患者等に対する支援だけでなく、教育機会の確保など、若年層のがん患者等に対する支援についても本条例に規定すべきと考え、以下のとおり条例を改正しようとするものです。

【条例改正案】 ※太字下線部分（第4号）を追加

（患者等の支援）

第14条 市は、関係機関等（がん相談支援センター、がん患者やその家族を支援する民間団体などをいう。）と連携し、がん患者の療養生活の質の維持向上及び精神的、社会的、経済的不安、その他の負担の軽減に資するために、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- (1) がん患者及びその家族又は遺族に対する相談体制等の充実
- (2) がん患者等に対する就労に関する支援
- (3) がん患者及びその家族等で構成される民間団体その他の関係団体が行うがん患者の療養生活及びその家族の活動に対する支援
- (4) 小児がんの患者その他のがん患者が必要な教育及び適切な治療のいずれをも継続的かつ円滑に受けることができる環境の整備

【逐条解説変更案】 ※太字下線部分を追加

[解釈]

がんと診断された場合、多くのがん患者やその家族は、精神心理的苦痛を感じ、病状や治療方法、仕事との両立、教育機会の確保、治療費、療養生活等について不安や疑問を持つことになる。こうした不安や疑問に対応するため、がん診療連携拠点病院等及び小児がん拠点病院に「がん相談支援センター」が設置されており、がんの治療や療養生活、こころの悩みや治療と仕事の両立、教育機会の確保、経済的な不安、治療による、妊娠・出産や性生活への影響等、様々な相談に対応している。

また、がん体験者が、がん患者やその家族に対して行うサポートを、NPO法人との協働により実施しており、がん患者団体等による取組みも行われている。がんの生存率の向上に伴い、がん患者のニーズが多様化する中、がん患者の支援体制の充実が求められている。

さらに、多種多様ながん種を多く含み、成長発達段階にある小児・AYA世代のがん患者については、教育と適切な治療のいずれをも受けることができる環境の整備が求められている。

相談件数が増加し、相談内容が多様化する中で、がん診療連携拠点病院等における相談支援体制の充実を図るため、相談支援人材のさらなる育成を進めることが必要であり、がん患者やその家族が、身近な地域で必要に応じて適切に相談支援を受けられる機会をさらに確保することが求められている。

患者支援には様々な分野及び方法があるため、がん患者やその家族を支える人材の育成においては、研修で取り扱う分野やテーマの拡充が必要である。